



# 国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32) 8895  
栃木年金事務所  
☎0282 (22) 4131

## 国民年金保険料免除制度

経済的な理由などで、国民年金保険料の納付が困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度です。

免除の申請期間の前年の所得額により審査を行います。全額免除、納付猶予及び一部免除がありますので、申請をご希望の方は窓口でご相談ください。

### 全額免除制度

申請者本人と配偶者及び世帯主の方の所得が、それぞれ定められた基準額以下の場合、保険料の全額が免除されます。

全額免除された期間分の将来の年金受給額は、保険料を全額納付した場合の2分の1として計算されます。

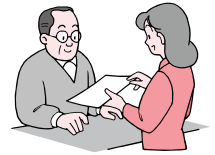
### 納付猶予制度

学生を除く20歳から50歳未満の方で、本人と配偶者それぞれの前年所得が基準額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

納付猶予された期間は、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るための必要な期間には算入されますが、老齢基礎年金の受給額には反映されません。

### 全額免除・納付猶予となる所得基準

前年所得が以下の計算式で算出した金額を超えないこと  
(扶養親族の数+1) × 35万円 + 32万円※  
※令和3年6月までの免除期間は22万円。



### 一部免除（一部納付）制度

保険料の一部を納付することにより、残りの保険料が免除されます。一部免除された期間の年金受給額は、それぞれ以下のとおり計算されます。

- 4分の3免除 全額納付した場合の8分の5
- 半額免除 全額納付した場合の8分の6
- 4分の1免除 全額納付した場合の8分の7



### 納付忘れに要注意

一部免除制度は、納付すべき一部の保険料を納付しないと、その期間の免除が無効となり、未納と同じ扱いとなります。そのため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に年金を受け取れなくなる場合があります。納付忘れのないようご注意ください。

### 失業・退職した方には特例免除制度

申請者本人や配偶者、または世帯主が失業、退職した年の翌々年6月までの期間について利用できる制度です。失業等があった方の前年所得は0として審査され、本人と配偶者、世帯主のうち、失業または退職した方以外のそれぞれの所得額が基準額以下であれば免除されます。

免除の申請は2年1か月前の月分までさかのぼって行うことができますが、申請が遅れると、万一の際に障がい年金などを受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。

### 一部免除となる所得基準

前年所得が、以下の計算式で算出した金額以下であること

- 4分の3免除  
88万円※ + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等  
※令和3年6月までの免除期間は78万円。
- 半額免除  
128万円※ + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等  
※令和3年6月までの免除期間は118万円。
- 4分の1免除  
168万円※ + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等  
※令和3年6月までの免除期間は158万円。

### 共通事項

- 令和5年6月分までの受付期間  
7月1日(金)～
- 必要なもの
  - ・年金手帳・基礎年金番号通知書・マイナンバーがわかるもののうち、いずれか1点
  - ・(失業、退職等の場合) 雇用保険離職票または雇用保険受給資格者証
 ※公務員の方は退職の辞令が必要です。
- 申請先 市民課